

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第三十三条の規定、附則第三十八条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定（「、犯罪者予防更生法」を「並びに犯罪者予防更生法」に改め、「並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十一条及び第十一条の二」を削る部分に限る。）及び附則第三十九条の規定は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第三十九条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の前の見出し中「監獄法等」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等」に改め、同条第一項中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に、「監獄法（明治四十一年法律第二十八号）第一条第一

項に規定する監獄」を「刑事施設（刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ收容等ニ関スル法律（明治四十一年法律第二十八号）第二条の規定により代用されるものを除く。次条において同じ。）」に、「同法」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）」に、「付設された」を「附置された」に改め、同項第四号中「監房」を「居室」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 被收容者が收容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施

第十一条第四項及び第五項中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に改める。

第十一条の二第一項中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に、「監獄法第一条第一項に規定する監獄」を「刑事施設」に、「付設された」を「附置された」に改める。

別表第一号及び第一号の二中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に改める。